

## 第53回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成25年7月23日（火）14:00～16:00

場所 第2水産ビル 8階 8BC会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 国から地方への事務・権限の移譲等について
- (2) 道民アイデア(新規分)の第1次整理について  
〈経済振興分野〉、〈地域医療分野〉、〈福祉・子育て・教育分野〉
- (3) その他

### 3 閉 会

#### 【配付資料】

- 資料1 道民アイデア（新規分）等の審議状況
- 資料2 国から地方への事務・権限の移譲等に係る経過について
- 資料3 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表〈経済振興分野〉
- 資料4 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表〈地域医療分野〉
- 資料5 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表〈福祉・子育て・教育分野〉
  
- 参考資料1 国から地方への事務・権限の移譲等に係る国の推進体制について
- 参考資料2 国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答について
- 参考資料3 国から地方への事務・権限の移譲等に係る各府省の検討結果に対する意見（全国知事会）
- 参考資料4 経済振興分野関係資料
- 参考資料5 地域医療分野関係資料
- 参考資料6 福祉・子育て・教育分野関係資料

住民アイデア(新規分)等の審議状況

大分類	中分類(小分類)	No.	整理番号	提案事項	47回	48回	49回	50回	51回	52回	53回		
環境・農林水産・経済振興	環境保全 (自然環境保全)	359	4501 F	有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和	一次整理								
		360	2501 F	捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除									
		361	2502 F	森林管理局職員等によるエゾシカ駆除									
		362	2503 F	バイオエタノール原料の買い取りに係る支援措置									
		363	1501 F	全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修									
	農林水産業の振興	農業の振興(就農促進)	364	3501 B	農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和								
			365	3502 B	無農業による就農を促進する制度の創設								
			366	2504 B	農業高等専門学校設置認可権限の移譲								
			367	3503 B	口蹄疫対策としてのトランスファーファクター(免疫情報伝達物質)の活用								
		水産業の振興	368	1502 B	水産業における広域的資源増大対策								
			369	1503 B	有害生物(海獣等)対策								
			370	1504 B	指定漁業の一元管理								
	経済振興対策	観光振興 (観光客誘致)	371	1505 D	ホテルや飲食店の調理師の格付け								
			372	1506 D	農業体験旅行のモデル地域の確立								
			373	1507 D	カジノの自由化								
			374	1508 D	カジノの設置								
		観光振興 (観光業振興)	375	4502 D	第3種旅行業者の登録要件等の緩和(営業保証金の要件緩和)								
			376	3504 D	第3種旅行業者の登録要件等の緩和(第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和)								
		商業の振興 (中心市街地活性化)	377	2505 D	まちづくり会社が設立する特定目的会社に対するパススルー課税の適用								
			378	2506 D	まちづくり会社が設立する特定目的会社取得資産の減価償却期間の短縮								
			379	2507 D	道路の使用許可に係る手続きの簡素化								
			地域産業育成	380	3505 D	農商工などの系統団体の統合							
	381			3506 D	産業振興支援策の道への移譲								
	その他 (物流・人材移動の活性化)		382	1509 D	自動車最高速度の緩和								
			383	1510 D	自動車最高速度の緩和								
			384	2508 D	自動車最高速度の緩和								
	385	3507 D	屋根の暖房システムの導入										
	地域医療対策	医療従事者の地域偏在是正(麻酔科医の確保)	386	4503 A	麻酔科医の確保対策								
			387	4504 A	看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化								
			388	4505 A	看護師による各種ワクチン接種の弾力化								
			389	4506 A	メディカルクラーク(医療事務作業補助者)の配置								
		390	3508 A	救急搬送体制の整備									
	福祉・子育て・教育	福祉	福祉(福祉)	391	3509 J	民生委員及び児童委員の委嘱権限の移譲							
		子育て	子育て支援(子育て支援)	392	1511 G	保育所床面積の基準に係る条例の制定							
		教育・学校	教育・学校(教育・学校)	393	1512 I	小中学校における中国語授業の導入							
394			1513 I	小中学校における授業時間の増加									
395			3510 I	小中一貫教育の実施									
地域振興対策	地域活性化(地域交通)	396	2509 H	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲									
	地域活性化(独自基準の設定)	397	3511 H	高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲									
	地域活性化(その他)	398	2510 H	地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築									
		399	1514 H	税制優遇による人口の増加と観光の活性化									
	地域防災対策(地域防災対策)	400	4507 H	コミュニティ放送の放送区域の拡大									
	地方自治の強化(住民自治の強化)	401	1514 H	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲									
	地方自治の強化 (自治体財政・会計の改善)	402	4508 H	地方公共団体の債権回収の一元化									
		403	2511 H	広域連合への課税権の付与									
404	4509 H	コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次											

※上記については提案期間：平成21年4月～平成24年3月

区分	審議事項	47回	48回	49回	50回	51回	52回	53回
庁内提案継続案件	「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	一旦終了						
分野別審議	バイオマス関連	○	○	○		一旦終了		
移譲済み4事務関連項目等	商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化				○	○		
	指定医療機関の指定と類似の事務				○			
	調理師養成施設の指定と類似事務(栄養士養成施設の指定事務)				○	○		
	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認監視指導等の権限				○			
	鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務				○			

審議

検討保留

## 国から地方への事務・権限の移譲等に係る経過について

- 平成 25 年 3 月 8 日 内閣に「地方分権改革推進本部」を設置【閣議決定】  
第 1 回地方分権改革推進本部を開催  
○安倍本部長（内閣総理大臣）指示  
→国から地方への事務・権限の移譲等を推進していく必要がある  
○地方分権改革担当大臣の下に有識者会議の設置を検討
- 平成 25 年 4 月 5 日 地方分権改革担当大臣の下に「地方分権改革有識者会議」を設置【大臣決定】
- 平成 25 年 4 月 12 日 第 1 回地方分権改革有識者会議を開催  
○国の事務・権限を移譲する際の当面の受け皿を都道府県と想定することで一致  
○国から移譲する事務・権限の対象については本年夏頃までに一定の結論を出す方針を決定
- 平成 25 年 4 月 26 日 第 2 回地方分権改革有識者会議を開催  
○今後の地方分権改革のあり方を検討  
○座長提言案～更なる地方に対する規制緩和[義務付け・枠付けの見直し]と権限移譲
- 平成 25 年 5 月 15 日 第 3 回地方分権改革有識者会議を開催  
○今後の地方分権改革のあり方について提言をとりまとめ  
○同有識者会議の下に専門部会の設置を決定【座長決定】  
→ 参考資料 1  
○国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答について報告  
→ 参考資料 2
- 平成 25 年 5 月 28 日 第 2 回地方分権改革推進本部を開催  
○有識者会議がとりまとめた今後の地方分権改革のあり方について了承  
○国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答について報告、今後精査を行い、有識者会議や専門部会の議論を経た上で、移譲対象の事務・権限について、同本部において今夏頃を目途に一定の結論を出すことを確認
- 平成 25 年 5 月 28 日 内閣府から全国知事会に対して、国から地方への事務・権限の移譲等に係る（各府省の回答に対する）地方側の意見を照会
- 平成 25 年 6 月 27 日 全国知事会が都道府県の意見等を取りまとめ、内閣府に対して、各府省の検討結果に対する地方側の意見を回答  
→ 参考資料 3

## 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類 D 経済振興対策

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向		
							分野別 審議へ	1次 整理	
商業の振興 （中心市街地活性化）	2505D まちづくり会社が設立する特定目的会社に対するパススルー課税の適用	中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）については、不動産証券化の条件である投資家の人数などの設定条件を緩和する。	<p>○道内のある地方都市において、中心市街地の活性化を目的として、中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社（※1）」が設立する「特定目的会社（SPC）（※2）」を活用した不動産の証券化（※3）による再開発事業（中心市街地での再開発ビルの建設→市運営の公益施設+SPCの賃貸住宅保有・運営）を検討したが、二重課税の回避（パススルー課税（※4））の適用要件のハードルが高いことから、同方式による事業化を断念し、別スキームによる事業化を行ったが、租税特別措置法第67条の14による税制優遇を受けられず、資金調達に苦労している。</p> <p>※1 まちづくり会社・・・ 広く中心市街地の活性化に関連する事業目的を持つ会社形態の組織を指しており、中心市街地のまちづくりの主体として、ハード事業を含む「ディベロッパー」的な機能を担い、公益性と企業性を併せ持って事業を推進するとともに、構成員として中心市街地活性化協議会を組織することができる。（中心市街地活性化法第15条）</p> <p>※2 特定目的会社（SPC）・・・ 企業が保有する債権や不動産などの資産を譲り受けて証券化するなど、特定の目的のために設立される。特定目的会社は原債権者である企業から譲渡された資産を担保に証券を発行し、一般投資家から広く資金を調達する。資産流動化に係る業務を行うには、（所轄の財務局経由）内閣総理大臣への届出が必要である。（資産流動化法第4条） SPCとは、specific purpose companyの略。</p> <p>※3 不動産の証券化・・・ 企業などが保有する不動産を売却して、その不動産が生み出す収益を裏付けに証券を発行して、投資家に売却する行為を指す。基本的な構造は、証券化の対象となる不動産をその所有者が特定目的会社等へ譲渡し、特定目的会社等は当該不動産から生み出される収益等を裏付けとして投資家や金融機関等から資金調達を行い、その調達資金を原資として不動産所有者は不動産の売却代金を特定目的会社等から受け取り、投資家や金融機関等は当該不動産から得られる収益を「配当」や「元利払い」といった形で受け取る。（不動産証券化のイメージ図については参考資料4の1ページを参照のこと）</p>	○中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）に対する租税特別措置法第67条の14の適用要件の緩和	<p>【メリット】 ○地方における不動産の証券化について、「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）へのパススルー課税（二重課税の回避）の適用要件緩和により、再開発等を実施する事業者の資金調達の多様化と事業収支の優良化によって地方の再開発が促進され、ひいては中心市街地活性化につながる事が期待できる。</p> <p>【デメリット】 ○特になし。</p>	総政） 地域主権局	○	1次で整理する理由等	④  当該提案は、地方における不動産証券化を促進するための新たな優遇税制創設を求めるものであって、国から道への権限移譲等を基本とする道州制特区提案の検討にはなじまないものと考えられる。 また、本道に限った優遇税制創設については、地域としてのメリットはあるものの、道州制特区制度とは別の手段により検討すべきものと考えられる。

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
			<p>※4 パスルー課税・・・                      余剰利益が生じたことに伴い、法人（特定目的会社）の所得（配当金）を個人（投資家等）に分配する場合、法人税を支払った上で、個人の配当にも課税される二重課税が原則となるが、<u>租税特別措置法第67条の14の要件（*）を満たす場合は、特定目的会社が支払う配当金を、損金算入することが認められるため、個人の所得税の支払のみで足りることから、二重課税を回避できる。</u>この仕組みのことをパスルーといい、不動産証券化において特定目的会社を採用したスキームを構築する際の重要な要素の一つとされる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>* 租税特別措置法第67条の14（パスルー課税）の要件                      ⇒「特定目的会社」に係る課税の特例                      ⇒次のいずれかの要件を満たすことが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定社債券の発行価額の総額が1億円以上の場合</li> <li>②特定社債券が適格機関投資家のみ引き受けられた場合</li> <li>③優先出資証券が50人以上の者によって引き受けられた場合</li> <li>④優先出資証券が適格機関投資家のみ引き受けられた場合</li> </ul> </div> <p>○地方都市における再開発事業等は、事業規模が小さいものが大半で、投資家を50人以上も集めるようなケースはほとんど無いというのが実情であり、よってパスルー課税の適用対象になることは難しく、原則どおりの二重課税が適用されることが資金調達支障となり、特定目的会社等の資金繰りが大変厳しいものとなっている。</p>					

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向	
							分野別 審議へ	1次 整理
商業の振興 (中心市街地活性化)	2506D まちづくり会社 が設立する 特定目的会社 取得資産の減 価償却期間の 短縮	中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）が取得する資産の減価償却期間を短縮することで、まちづくり事業を支援する。	○道内のある地方都市において、中心市街地の活性化を目的として、中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する「特定目的会社（SPC）」が取得する不動産の減価償却期間を短縮し、SPCの法人税の負担を軽減することで、事業開始後20年程度はキャッシュフローを良好化し、事業のローン支払いを支援することができる。  *減価償却の概要・・・ 事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていくが、このような資産を減価償却資産といい、 <u>減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものである。この使用可能期間に当たるものとして法定耐用年数が財務省令の別表に定められている。</u> 減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続のことである。	○中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）が取得する資産の減価償却期間の短縮による法人税の軽減措置（優遇税制の適用）	【メリット】 ○地方における不動産の証券化について、「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）の取得資産の減価償却期間の短縮（法人税の軽減措置）により、再開発等を実施する事業者の資金調達の多様化と事業収支の優良化によって、地方の再開発が促進され、ひいては中心市街地活性化につながる事が期待できる。  【デメリット】 ○特になし。	総政） 地域主権 局	○	1次で整理する理由等  ④  当該提案は、地方における不動産証券化を促進するための新たな優遇税制創設を求めるものであって、国から道への権限移譲等を基本とする道州制特区提案の検討にはなじまないものと考えられる。 また、本道に限っての優遇税制創設については、地域としてのメリットはあるものの、道州制特区制度とは別の手段により検討すべきものと考えられる

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
商業の振 興 （中心市 街地活性 化）	2507D 道路の使用許 可に係る手続 きの簡素化	<p>現行の道路交通法において道路の使用許可は可能であるが、使用許可を受けるためには、交通誘導員の配置、標識の設置、安全の計画など多くの手続きや準備が必要である。</p> <p>そこで、地域住民が地域活動やイベントを実施しやすくするために、区域や路線を限定して、道路の使用許可の手続き等を簡素化する。</p> <p>また、商店街が道路にはみ出して商業活動を行うことを可能とする。</p> <p>これにより、商店をつなぐ道路を賑わい創出の場として利用できるようになり、商店街活動が一体となって行いやすくなる。</p>	<p>○地域活動やイベントの実施に当たり道路を使用する場合は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下、「所轄警察署長」という）の許可を受けなければならない。（道路交通法第77条、道路交通法施行細則第20条）</p> <p>○道路使用の許可に当たっては、道路交通法施行規則に定める「道路使用許可申請書」に、道路使用の場所の見取図など所定の書類を添付して、所轄警察署長に提出しなければならない。（道路交通法第78条、道路交通法施行規則第10条）</p> <p>○道路使用の許可は、道路使用による交通の危険防止等のため、道路交通を管理している警察が行っており、地域の道路交通事情や、工事、イベント等が道路交通に与える影響について最も把握している者として所轄警察署長が許可することとされている。</p>	<p>○道路交通法及び同法施行規則に規定する道路使用許可手続きの簡素化</p>	<p>【メリット】</p> <p>○道路をイベント開催、商店街活動、地域のコミュニティ活動の場として利用しやすくすることで、中心市街地の活性化や地域コミュニティの再生が期待される。</p> <p>【デメリット】</p> <p>○道路使用許可手続きが簡素化されることで、チェックが緩くなり、道路交通の安全と円滑に支障を来すおそれがある。</p>	警) 交通規制 課		○
								1次で整理 する理由等
								④  道路使用の許可は、現行、道路交通法等の規定に基づき、所轄警察署長の権限で行っており、国に対して権限移譲を求めものではないことから、道州制特区提案にはなじまない。

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向																		
							分野別 審議へ	1次 整理																	
地域産業 育成	3505D 農工商などの 系統団体の統 合	<p>本道では、農工商連携など、基幹産業である第一次産業を軸に関連産業の連携を図り、食クラスターをはじめとして、地域産業の振興を図っている。</p> <p>しかし、商工会議所（商工会）、農協、漁協など、産業別に系統団体が分かれていることで、特に自治体規模が小さい場合には、新製品の開発や販路開拓などの面で新たな企画立案を行うのが難しい状況にあることから、系統団体については産業別の縦割りを廃止し、地域の総合的な経済団体として統合し、機能拡充を図るべき。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>系統団体</th> <th>根 拠 法</th> <th>設立認可権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商工会議所</td> <td>商工会議所法</td> <td>経済産業大臣（法第27条）</td> </tr> <tr> <td>商工会</td> <td>商工会法</td> <td>経済産業大臣（法第23条）</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>農業協同組合法</td> <td>都道府県の区域を超える場合は「農林水産大臣」、その他の場合は「都道府県知事」（法第59条）</td> </tr> <tr> <td>漁業協同組合</td> <td>水産業協同組合法</td> <td>都道府県の区域を超える場合は「農林水産大臣」、その他の場合は「都道府県知事」（法第63条）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○各系統団体は、それぞれの根拠法に基づき、所管大臣または都道府県知事の設立認可を受け、各産業の振興を目的に各種の事業等に取り組んでいる。</p> <p>○農工商連携等促進法による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農工商連携等促進法は、中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品・新サービスの開発等の事業活動を促進することにより、地域経済の活性化を図ることを目的に平成20年7月に施行された。</li> <li>・農工商等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた中小企業者と農林漁業者は、国の様々な支援措置が受けられる。 （主な支援措置） ◇試作品開発・展示会出展等に係る費用の補助 ◇マーケティング等の専門家による試作品開発、販路開拓等の支援 ◇政府系金融機関による設備資金及び長期運転資金の融資 等</li> </ul> <p>○北海道農工商連携ファンド事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業者と中小企業者の連携体を取り組む北海道の農林水産資源を活用した新事業に対する助成制度。</li> <li>・「食」、「観光」、「ものづくり」分野での新商品・新サービスの開発等の取り組みを加速することを目的として創設された。</li> <li>・助成限度額は一連携体につき年200万円（機械等の開発は年500万円）</li> </ul> <p>○農業協同組合、漁業協同組合、行政、関係団体等が連携、協力し、農水産物の新製品やブランドの開発、販路拡大等を推進している例が多くある。 （例）ホクレンと道漁連との業務提携による製品開発・販路拡大 稚内機船漁協と食品メーカーとの連携による製品開発</p>	系統団体	根 拠 法	設立認可権者	商工会議所	商工会議所法	経済産業大臣（法第27条）	商工会	商工会法	経済産業大臣（法第23条）	農業協同組合	農業協同組合法	都道府県の区域を超える場合は「農林水産大臣」、その他の場合は「都道府県知事」（法第59条）	漁業協同組合	水産業協同組合法	都道府県の区域を超える場合は「農林水産大臣」、その他の場合は「都道府県知事」（法第63条）	<p>○商工団体、農協、漁協等の系統団体の統合による地域の総合的経済団体の創設</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各々の販路・能力・技術を共有することにより、新製品や高品質製品の開発や、販路の開拓・拡大に繋がることが期待される。</li> <li>○目的がより統一化されることにより、一層、円滑で効果的、効率的な施策推進が期待される。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各産業における現場の声が届きにくくなることにより、実態が十分に反映された運営が行えなくなる可能性がある。</li> <li>○組織が肥大化し、機動性が阻害されるおそれがある。</li> </ul>	<p>経） 食関連産 業室</p> <p>農） 農業経営 課</p> <p>水） 水産経営 課</p>	○	1次で整理 する理由等	③	<p>系統団体の統合は、国からの権限移譲を伴うものではないことから、道州制特区制度にはなじまない。</p> <p>なお、道としては、いただいたアイデアを参考としながら、関係機関の連携・協力体制の強化を図り、地域の産業振興を一層推進していく考え。</p>
系統団体	根 拠 法	設立認可権者																							
商工会議所	商工会議所法	経済産業大臣（法第27条）																							
商工会	商工会法	経済産業大臣（法第23条）																							
農業協同組合	農業協同組合法	都道府県の区域を超える場合は「農林水産大臣」、その他の場合は「都道府県知事」（法第59条）																							
漁業協同組合	水産業協同組合法	都道府県の区域を超える場合は「農林水産大臣」、その他の場合は「都道府県知事」（法第63条）																							



中分類 〈小分類〉	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	1次整理
地域産業育成	3506D 産業振興支援策の道への移譲	新成長分野（戦略）など、我が国経済の発展を牽引する分野については、国が全国的な見地から引き続き実施すべきものとするが、農工商連携、地域資源の活用、新連携などの産業支援策については、道の産業振興施策と一体化して実施することが効果的と考えられることから、採択権限及びこれに伴う財源については道に移譲すべきと考える。	<p>○農工商連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農工商連携に関する産業振興策は、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（以下、「農工商等連携促進法」という）に規定されている。</li> <li>中小企業者と農林漁業者が共同で「農工商等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。</li> </ul> <p>○地域資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源の活用に関する産業振興策は、「中小企業による地域産業支援を活用した事業活動の促進に関する法律」（以下、「中小企業地域資源活用法」という）に規定されている。</li> <li>中小企業者は、「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。</li> </ul> <p>○新連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新連携」とは、複数の中小企業が連携を組み、技術・ノウハウなどお互いの強みを相互補完しながら、高付加価値の製品・サービス等を創出することである。</li> <li>新連携に関する産業振興策は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（以下、「中小企業新事業活動促進法」）に規定されている。</li> <li>複数の中小企業者は、「異分野連携新事業分野開拓計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。</li> </ul> <p>○上記の各法律に規定する事業計画の認定や支援策事務等に係る経済産業大臣の権限については、地方支分部局（各経済産業局）に委任されている。</p> <p>○「農工商連携」、「地域資源の活用」及び「新連携支援」は、平成22年9月に各府省が行った「出先機関の事務・権限仕分け」（自己仕分け）において、「国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っている。広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる」とされ、「国に残す事務（引き続き出先機関の事務・権限とするもの）」として整理されている。</p>	<p>○農工商連携促進法、中小企業地域資源活用法、中小企業新事業活動促進法の改正</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道による一元的かつ主体的な産業振興をより推進することができる。</li> <li>各計画を提出する際の窓口が増える。</li> <li>各計画の提出から認定、支援までの日数短縮が期待される。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定件数が少なくても、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、人員面で非効率になるおそれがある。</li> <li>各種の財政的な支援措置に係る権限が移譲されない場合は、移譲の効果が極めて小さくなるとともに、道財政への影響が懸念される。</li> </ul>	経）産業振興課	-	-
							1次で整理する理由等	
							国の地方分権改革有識者会議等における、国から地方への事務・権限の移譲等の動きを見極める必要があることから、現時点では検討を保留する。	

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係 部課	対応方向	
							分野別 審議へ	1次 整理
その他 (物流・人材移動の活性化)	1509D 自動車最高速度の緩和	輸送費のコスト高を解消するため、一般道路の最高速度を原則80km/hに、高速道路の最高速度を140km/hにする。	<p>○一般の自動車（緊急自動車、原動機付自転車等を除く）の法定最高速度は、高速自動車国道の本線車道では100km/h、それ以外の道路では60km/hと規定されている。（道路交通法施行令第11条、第27条）</p> <p>○ただし、都道府県の公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置することにより、法定最高速度を超える速度を指定することが現行法令上可能である。（道路交通法第4条）</p> <p>○なお、最高速度の設定に当たっては、交通の安全と円滑を図る観点から、車線数や道路幅員、車両の通行量、交差する道路や中央分離帯の有無等に加え、交通事故の発生状況、冬期間の気象や路面状況といった様々な要素を考慮して決定している。</p>	現行法令により対応可能	<p>【メリット】</p> <p>○移動時間が短縮されることにより、次のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤、通院、通学等の利便性向上</li> <li>・生活圏の拡大</li> <li>・観光客の増</li> <li>・物流の速度の向上</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <p>○交通事故の増加及び交通事故による被害の重度化、大型化が懸念され、安全で円滑な交通に支障を来すおそれがある。</p>	警) 交通規制課		○
	1510D 自動車最高速度の緩和	一般道路の最高速度を少なくとも70km/hとし、既存の道路の平坦部や人口過疎地に80km/h仕様の道路を整備し、高速道路のない地域の高速度輸送体制を構築する。					1次で整理する理由等	
	2508D 自動車最高速度の緩和	片側一車線の高速度道路について、安全性を確保できる範囲で速度規制を緩和し、物流速度の加速化、コストの低減、エネルギーの消費減を図る。					②  自動車の速度規制の緩和については、道路交通法の規定により対応可能である。	

<過去の類似提案> ※H19.10.19 第6回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行法令の趣旨で 対応可能	そ の 他				
その他 (物流・人材移動の 活性化)	高速道路の 最高速度	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1		○			・公安委員会が、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能であるが、最高速度の規制は、車線数や交通事故の発生状況など様々な要素を考慮して決定しており、専ら安全など公益的見地からの議論。	警) 交 通 企画課	1072D
地域活性化 (施設の 整備活用)	高速道路	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限とする。	1	1		○			・公安委員会が、諸条件を総合的に勘案し、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能であるが、専ら安全など公益的見地からの議論。 ・道内の交通死亡事故は、最高速度違反に起因する事故が多いほか、高速自動車国道における人身事故に占める死者の割合が高いなどの実態にある。	警) 交 通 企画課 (建) 道路課	3054H
独自基準 の設定	その他	道路の法定速度、車幅、積載量の特例を設ける。	1	1				○	・最高速度の規制は、車線数や交通事故の発生状況など、様々な要素を考慮して決定しており、専ら安全など公益的見地からの議論。 ・なお、交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは、現行法令で可能。	警) 交 通 企画課 (企) 交 通 企画課	3007H

<過去の類似提案> ※H20.2.6 第13回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行法令の趣旨で 対応可能	そ の 他				
独自基準 の設定	高速道路の 制限時速	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で、一般道の制限速度を70km/hとする。	1	1				○	・最高速度の規制は、交通の安全と円滑を図る観点から、車線数や道路幅員、車両の通行量、交差する道路や中央分離帯の有無等に加え、交通事故の発生状況、冬期間の気象や路面状況といった様々な要素を考慮して決定している。 ・交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは現行法令で可能である。	警) 交 通 企画課	3201H

<過去の類似提案> ※H22.1.22 第34回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行法令の趣旨で 対応可能	そ の 他				
地域活性化 (施設の 整備活用)	国道の制限 速度の見直し	道北、道東、道南などの直線で絶景が楽しめる国道においては、一律ではなくメリハリの効いた制限速度とすること。	1	1		○			・公安委員会が、諸条件を総合的に勘案し、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能であるが、専ら安全など公益的見地からの議論。 ・道内の交通死亡事故は、最高速度違反に起因する事故が多いほか、高速自動車国道における人身事故に占める死者の割合が高いなどの実態にある。	警) 交 通 企画課 (建) 道路課	3412H

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向	
							分野別 審議へ	1次 整理
その他 (その他)	3507D 屋根の暖房シ ステムの導入	<p>屋根の雪下ろしは、大きな労力が必要であり、また、雪下ろし中の落下事故や落下した雪の下敷きになる事故などの危険が伴う作業である。</p> <p>こうしたことを解消するため、水道ホースにより60度のお湯を屋根に循環させて雪を溶かす装置の設計をしたので、特許をとってほしい。</p>	<p>○屋根仕上材については、建築基準法第22条で規制を受ける地域がある。</p> <p>当該地域で屋根仕上材の一部として融雪装置を設置する場合（屋根の表面に設置する場合は、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。</p> <p>【参考】建築基準法第22条（抜すい）</p> <p>特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。</p> <p>※「特定行政庁」とは、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。（建築基準法第2条第35号）</p> <p>なお、政令で指定する人口25万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。（同法第4条）</p> <p>○融雪装置を屋根の内部に設置する場合は、建築基準法の規制を受けないため、現行の法令で対応可能である。</p> <p>○特許権を取得するためには、特許庁に出願し、必要な要件を満たしているか審査を受けなければならない。</p>		<p>【メリット】</p> <p>【デメリット】</p>	建) 建築指導課		○
							1次で整理する理由等	
							④	
							特許の申請は、国からの権限移譲を伴うものではないことから、道州制特区制度にはなじまない。	

## 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類 A 地域医療対策

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向		
							分野別 審議へ	1次 整理	
医療従事者の地域 偏在是正 〈麻酔科 医の確 保〉	4503A 麻酔科医の 確保対策	<p>○裁判リスクが大きいことや、勤務が過酷であることなどの理由により、麻酔科医が不足している状況にある。</p> <p>○歯科医は、日常的に局所麻酔や全身麻酔を処置しており、麻酔科医と業務が類似している。また、歯科医師数は過剰な状態にある。</p> <p>○こうしたことから、一定の研修を受講した歯科医については、「麻酔科専門医」とし、麻酔科の増強を図る。</p>	<p><b>【関係法令】</b> (医師法第17条) 「医師でなければ、医業をなしてはならない」 (歯科医師法第17条) 「歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない」</p> <p>・麻酔科医の業務は、医師法第17条に定める「医業」にあたる。同規定では、「医師でなければ、医業をなしてはならない」とされていることから、歯科医師による麻酔科医の業務は、医師法第17条に抵触する。</p> <p><b>【麻酔科医の不足の現状】</b></p> <p>・麻酔科医の仕事は、手術中の麻酔措置だけでなく、手術後も患者の呼吸や血圧を確認するなど役割は幅広く、勤務時間も長い。</p> <p>・麻酔科医の不足により、業務が過剰になることで、ミスへの懸念が高まったり、手術が思うように組めない等の問題が生じている。</p> <p><b>【歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン】</b> (H20.6.9厚生労働省医政局歯科保健課)</p> <p>・歯科医師は、一定の要件を満たせば、「研修」として医科麻酔を行うことが可能であり、本ガイドラインは、歯科医師の医科麻酔科における研修の在り方に関する基準を定めたものである。</p> <p>・本研修は、歯科患者の全身管理及び麻酔管理に関する知識と技能を身につけた歯科医師を育成することを目的としている。</p> <p>・本研修に際しては、歯科医師が研修の目的で麻酔行為に参加することを患者に説明し、同意を得なければならない。</p>	<p>○医師法第17条の改正</p> <p>○歯科医師が麻酔科医の業務を行うことに関する研修制度の拡充や資格制度の整備</p>	<p><b>【メリット】</b></p> <p>○麻酔科医不足の解消が期待できる。</p> <p>○現職の麻酔科医の勤務状況等の改善が図られる。</p> <p>○手術回数が確保されるなど、医療の充実が図られる。</p> <p>○歯科医師の業務が広がることで、歯科医師数の過剰感が解消される。</p> <p><b>【デメリット】</b></p> <p>○速成で人材育成をした場合、医療過誤等により、患者の安全が確保できなくなるおそれがある。</p> <p>○医療過誤が起こった場合、訴訟に発展することもあり得る。</p>	保) 医 療 業 務 課	○	1次で整理 する理由等	
								④	患者の安全が確保できなくなるおそれがあることから、慎重に判断すべき内容である。

<過去の類似提案>

※H20.12.12 第26回提案検討委員会

中分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	個票 番号	
				重複 除く						
その他 (その他)	介護福祉士の 業務・役割の 拡大	地域での在宅介護を支える ことを目的に、医師または 訪問看護師の指示により、 介護福祉士ができる医療行 為（喀痰吸引、経管栄養） を拡大する。なお、道知事 が指定する研修を受けた介 護福祉士に限ることとす る。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士 専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があ ることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排 せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者 に対して介護に関する指導を行うことを業とする者（社会福祉 士及び介護福祉士法 §2②）</li> <li>高齢化の進展などにより、医療を必要とする要介護高齢者が 増えてきている。</li> <li>医行為に近い行為（自動血圧計による測定、体温測定、爪切り など）については、医政局長通知により、身体介護の一部とし て介護福祉士、ヘルパーなどが実施している。</li> <li>医行為について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ たんの吸引については、一定の条件下で、利用者との同意 書かわしたうえ（個人対個人の契約）で許容。（医政局長通知 平成17）</li> <li>○ それ以外の医行為は、認められていない。</li> <li>○ 今後考えられる医療行為としては、①たんの吸引、②胃ろ う・腸ろう患者に対する経管栄養の注入がある。 これらは、現在の医政局長通知の範囲内で対応可能である が、現実には介護報酬の範囲内の対応になる。 介護福祉士個人が同意しても、雇用する法人等が医療過誤 がおこった場合にどのような責任をとることになるか、明確 ではないことから、慎重な事業者が多い現状にある。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師による医業の独 占業務、看護師による 診療の補助行為の独占 業務について、医師法、 保助看法、介護福祉士 法の改正が必要</li> <li>業務の拡大に伴う相 応しい教育、演習や医 療過誤時の責任体制の 整備が必要</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士によるたんの吸引や胃ろうに よる経管栄養が安全であることが保証され れば、外出などに必ず看護職が同伴してい なくても、介護福祉士で対応可能となり、 在宅療養する患者の生活が拡大する。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療行為は、単に医療行為技術を獲得す れば、実施可能となるのではなく、医学 的知識や判断を伴うものであり、そのため の教育は相応の時間を要す。速成で人材育 成されれば、医療過誤が懸念され、患者の 安全が確保できない。</li> <li>医療過誤が起こった場合の刑事上の責任 や民事上の責任について起訴されるおそれ がある。</li> </ul>	保)	医療政 策課	—

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向	
							分野別 審議へ	1次 整理
その他 〈その他〉	4504A 看護師による 抗インフルエンザウイルス 薬の配布の 弾力化	<p>○新型インフルエンザのような強力な感染症が発生した場合、患者が医療機関に殺到することで長時間待ちとなり、医療機関の機能不全や患者自身の症状の悪化をもたらす事態が発生している。</p> <p>○英国では、インターネットの問診票により手続きを行えば、公民館や体育館などで、看護師が問診票と症状を確認の上、抗インフルエンザ薬を配布できることとされており、医療機関の大混雑は回避されている。</p> <p>○こうした事例を参考に、日本でも、医療機関以外の場所で、看護師の判断で抗インフルエンザウイルス薬を配布できるようにする。</p>	<p><b>【保健師助産師看護師法第5条】</b> 「この法律において『看護師』とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。」</p> <p>→ 「療養上の世話」とは、患者の症状等の観察、食事の世話、清拭及び排せつの介助などであり、看護師の主體的判断による本来的業務を指す。</p> <p>→ 「診療の補助」とは、医療行為の一部について補助するもので、採血、静脈注射、点滴、医療機器の操作など多岐にわたる。</p> <p><b>【保健師助産師看護師法第37条】</b> 「保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医療品を授与し、医薬品について指示をし、その他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない」</p> <p>→ 「抗インフルエンザウイルス薬の配布」は、本条に規定する「医薬品の授与」にあたるものであり、医師の指示なしに看護師が行うことはできない。</p> <p><b>【医師法第17条】</b> 「医師でなければ、医業をしてはならない」</p> <p>→ 「医業」とは、医療行為を業として行うことである。 「抗インフルエンザウイルス薬の配付」は医行為に該当するものであり、看護師がこれを行うことは当該規定に抵触する。</p>	<p>○保健師助産師看護師法の改正</p> <p>○医師法の改正</p>	<p><b>【メリット】</b> ○インフルエンザに対する迅速な診療が可能になるとともに、患者の感染リスクも軽減される。 ○診療機関の混雑が緩和される。 ○看護師の能力の向上が期待されるとともに、医師の負担が軽減されることにより、医療機能の確保、充実が図られる。</p> <p><b>【デメリット】</b> ○専門知識を持つ医師の判断なしに、看護師がウイルス薬を配布することにより、患者の安全が確保できなくなるおそれがある。 ○医療過誤が起こった場合、訴訟に発展することもあり得る。</p>	保) 医療 薬務課	○	1次で整理 する理由等
							④	患者の安全が確保できなくなるおそれがあることから、慎重に判断すべき内容である。

<過去の類似提案>

※H20.12.12 第26回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	個票 番号
				重複 除く					
その他 (その他)	訪問看護師の 業務・役割の 拡大	地域での在宅看護を支える ことを目的に、医師が不在 の現場でも看護師ができる 医療処置(療養上の世話) の業務・役割を拡大する。 ただし、道知事が指定する 研修を受けた訪問看護師に 限ることとする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療制度改革の中で、医療のあり方が長期入院医療から在宅医療にシフトしてきている。</li> <li>訪問看護ステーションの看護師は、在宅患者に対して、医師の指示書に基づき、必要な処置等を行っている。</li> <li>看護師とは、「療養上の世話」又は「診療の補助」を行うことを業とする者（保助看法 §5）。</li> <li>「療養上の世話」とは、患者の症状等の観察、食事の世話、清拭及び排せつの介助、生活指導などで、看護師の本来業務としての意味を持つ。</li> <li>「診療の補助」とは、比較的軽微な医療行為の一部について補助するもので、採血、静脈注射、点滴、医療機器の操作など多岐にわたるが、保助看法 §37の規定により、医師の指示なしに診療の補助を行うことはできない（ただし臨時応急の手当てを除く）。</li> <li>「療養上の世話」と「診療の補助」に関して明確な規定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保助看法及び関係法令の改正</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療が進む中、在宅患者とその家族にとっては、通院回数が減り、経済的な負担が軽くなる。</li> <li>医師にとっても、業務の軽減が図られる。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来禁止されてきた医療行為は、看護師にとっては、当然、未経験の行為である。また、医療事故の当事者ともなることから、訪問看護ステーションが規制緩和された医療行為を積極的に行うか疑問が生じる。</li> </ul>	保) 医療政 策課	—



中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
その他 〈その他〉	4505A 看護師による 各種ワクチン 接種の弾力化	<p>○インフルエンザの蔓延時期は、患者が医療機関に殺到することから、ワクチン接種希望者（未感染の健康な者）にとっては、ワクチン接種のため医療機関を受診することで、感染リスクを負うことになる。</p> <p>○米国では、大型スーパー等の一角にワクチンステーションを設け、看護師の判断でワクチンを接種できる。</p> <p>○これを参考として、看護師が、問診票により既往症やアレルギー、過去のワクチン接種時の副反応等を確認した上で、医師の診察なしに各種ワクチンを接種できるようにする。</p>	<p><b>【保健師助産師看護師法第5条】</b> 「この法律において『看護師』とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくははよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。」</p> <p>→ 「療養上の世話」とは、患者の症状等の観察、食事の世話、清拭及び排せつの介助などであり、看護師の主體的判断による本来的業務を指す。</p> <p>→ 「診療の補助」とは、医療行為の一部について補助するもので、採血、静脈注射、点滴、医療機器の操作など多岐にわたる。</p> <p><b>【保健師助産師看護師法第37条】</b> 「保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医療品を授与し、医薬品について指示をし、その他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない」</p> <p>→ 「ワクチンの接種」は、本条に規定する「医薬品の授与」にあたるものであり、医師の指示なしに看護師が行うことはできない。</p> <p><b>【医師法第17条】</b> 「医師でなければ、医業をしてはならない」</p> <p>→ 「医業」とは、医療行為を業として行うことである。 「ワクチンの接種」は医行為に該当するものであり、看護師がこれを行うことは当該規定に抵触する。</p> <p>○アメリカでは、「ナースプラクティショナー」と呼ばれる、一定の医療行為が認められている看護師の制度がある。</p> <p>※ナースプラクティショナー ～慢性的な疾患、軽度な疾患について、看護師が処置、処方、投薬ができるなど、一定の条件・範囲内で診察・診療を可能とする、専門性の高い職務が可能な看護師</p> <p>○日本におけるナースプラクティショナーの制度化を目指し、平成20年に、大分県立看護科学大学及び大分岡病院が構造改革特区提案を行ったが、実現しなかった。</p> <p>※厚生労働省の見解 「患者を診察し、必要な検査を自ら実施あるいは指示するとともに、その結果を判断することは、医師の医学的判断及び技術をもってするものでなければ人体に侵襲を及ぼす行為であり、看護師のみで当該行為をすることは認められない」</p>	<p>○保健師助産師看護師法の改正</p> <p>○医師法の改正</p>	<p><b>【メリット】</b></p> <p>○ワクチン接種が迅速に行われるようになるとともに、医療機関でワクチン接種を受けるよりも感染リスクが軽減される。</p> <p>○診療機関の混雑が緩和される。</p> <p>○看護師の能力の向上が期待されるとともに、医師の負担が軽減されることにより、医療機能の確保、充実が図られる。</p> <p><b>【デメリット】</b></p> <p>○看護師が未経験である医療行為をすることにより、患者の安全が確保できなくなるおそれがある。</p> <p>○医療過誤が起こった場合、訴訟に発展することもあり得る。</p>	保) 医 療 業 務 課		○
							1次で整理 する理由等	
							④	患者の安全が確保できなくなるおそれがあることから、慎重に判断すべき内容である。

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向	
							分野別 審議へ	1次 整理
その他 〈その他〉	4506A メディカルクラーク（医療事務作業補助者）の配置	<p>○平成20年の診療報酬改定で、メディカルクラークを配置した病院に診療報酬が加算される仕組みが設けられたが、メディカルクラークの業務内容が不明確であり、また、診療報酬が十分ではないことから、メディカルクラークの配置が進んでいない状況にあると思われる。</p> <p>○このことから、メディカルクラークの業務内容の明確化を図るとともに、診療報酬を見直すことにより、メディカルクラークの配置を促進する。</p> <p>○メディカルクラークの業務として考えられるのは、診断書等の文書作成補助、診療記録の代行入力、院内会議の資料作成・整理など。</p>	<p>○メディカルクラークは、一般的には、「医師の事務作業を補助する職員」をいうが、その業務について法令等に規定はない。</p> <p>○メディカルクラークは国家資格ではなく、試験制度もないが、一般社団法人日本医療教育財団では、医療事務職の職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的に、独自に、「医療事務技能審査試験」を実施している。</p> <p>○平成20年度の診療報酬改定において、病院勤務医の負担軽減策のひとつとして、「医師事務作業補助体制加算」が新たに設けられ、一般病床数に対する医師事務作業補助員の配置割合によって、診療報酬点数を加算することとされた。</p> <p>○国（厚生労働省）では、「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日付け医政発0430第1号／各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）において、メディカルクラーク（医療クラーク）の効果的な活用を推進している。 〈関係部分抜すい〉 「医師等の負担軽減を図る観点から、書類作成（診断書や主治医意見書等の作成）等の医療関係事務を処理する事務職員（医療クラーク）、看護業務等を補助する看護補助者、検体や書類・伝票等の運搬業務を行う事務職員（ポーターやメッセンジャー等）等、様々な事務職員についても、医療スタッフの一員として効果的に活用することが望まれる。」</p>	<p>○メディカルクラークの配置に伴うインセンティブの設定</p> <p>○病院内における医師、医療関係職、事務職員等の間での役割分担の見直し</p>	<p>【メリット】</p> <p>○医師や看護師等医療関係職の負担軽減につながり、本来の医療機能の確保、充実が図られる。</p> <p>【デメリット】</p> <p>○メディカルクラークの増員により、病院経営の悪化を招くおそれがある。</p> <p>○診療報酬の引き上げにより医療費が増え、患者の負担増につながるおそれがある。</p> <p>○北海道と他都府県との間で医療費や保険料に格差が生じる。</p>	保) 医療 業務課		○
							1次で整理する理由等	
							① 医療保険制度は全国一体で運用していることから、北海道だけが診療報酬を引き上げることは困難である。	

<過去の類似提案>

※H20.12.12 第26回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	個票 番号
			2	重複 除く 1					
医療従事者の地域偏在是正 (地方勤務誘導)	診療報酬の特例措置	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第2項の規定に基づいている。</li> <li>また、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、財源は保険者からの拠出金（保険料、国庫負担・補助）によって賄われている。</li> <li>国においては、地域医療対策や医師不足問題などに対応するため、H21年度に診療報酬の見直しを検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険法及び関係法令の改正</li> </ul>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方勤務医が増える可能性がある。</li> </ul> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の診療報酬を引き上げ、これに見合う診療報酬の引き下げが可能となるかが不明。</li> <li>北海道だけ医療費が増加し、結果的に保険料に格差が生じることとなる。</li> <li>北海道だけの独自の考えによる診療報酬の算定要件の緩和には全国の各医療保険者の了解を得ることが難しい</li> </ul>	保) 国民健康保険課	2006A 3061A

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
その他 〈その他〉	3508A 救急搬送体制 の整備	<p>○北海道は広域分散型の地域構造にあり、中核（中心）都市間の時間や距離が長いことから、救急（分岐を含む）患者への適切な対応を行うためには、陸上の搬送に加え、ドクターヘリやドクタージェットなど空を含めた救急搬送体制を整備することが必要である。</p> <p>○このことを踏まえ、高次医療を担う第3次医療圏の地方センター病院を核とした救急搬送体制について、陸及び空の組み合わせの中で、知事が地域事情を踏まえ整備できるよう、関係する権限の移譲や基準等の制定ができるようにすることが必要ではないか。</p>	<p><b>【ドクターヘリについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドクターヘリとは、救急医療用の医療機器等を装備し、医師及び看護師が搭乗した専用ヘリコプター。</li> <li>道内では現在、手稲溪仁会病院、旭川赤十字病院、市立釧路総合病院の3医療機関が基地病院となり、3機のドクターヘリが運用されている。</li> <li>ドクターヘリの要請は消防機関が行うことから、警察や自衛隊などのヘリと同様に離着陸場所等の制約を受けることなく出動することが可能である。（関係法令：航空法施行規則第176条第2項、航空法第81条の2等）</li> </ul> <p><b>【メディカルウイングについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従前は「ドクタージェット」と呼んでいたが、既に商標登録された名称であったため、平成23年11月から、「メディカルウイング」に名称を変更した。</li> <li>メディカルウイングとは、比較的天候に強く夜間でも運航できる固定翼機（小型ジェット機）に医療機器を搭載し、重篤患者に対し、より安定的かつ迅速な長距離搬送を行うものであり、消防・防災ヘリコプターやドクターヘリでは飛行範囲や飛行条件が限られるため全道域をカバーできないという課題に対応するものである。</li> <li>メディカルウイングは、国の地域医療再生基金を活用して、北海道のみで行っている研究事業である。具体的には、北海道航空医療ネットワーク研究会（事務局：北海道医師会）が実施主体となって、22年度から毎年、期間を定めて研究運航を行っており、25年度は7月6日から9月5日までの2か月間運航している。</li> </ul>	<p>○関係機関による連携強化により実現可能</p>	<p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救命率の向上と後遺症の軽減</li> <li>○へき地における救急医療体制の強化</li> <li>○災害時の医療体制の充実</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道の経費負担の問題</li> </ul>	保) 医 療 業 務 課		○
							1次で整理 する理由等	
							③	
							ドクターヘリや メディカルウ イングによる救急 搬送体制の整備 は、現行の施策 を推進していく ことで対応は可 能である。	

## 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類 J 福祉

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向	
							分野別 審議へ	1次 整理
福祉 (福祉)	3509J 民生委員及び 児童委員の 委嘱権限の 移譲	○厚生労働大臣が行っている民生委員（児童委員）の委嘱を、地域密着の活動のために市町村長の権限とし、高齢者、介護、子どものいじめ問題等に関する民生委員の活動に対し、市町村がアドバイスできる制度とする。 ○民生委員（児童委員）のなり手が不足している状況にあることを踏まえ、民生委員（児童委員）に対し、市町村が給与等を負担する。	○民生委員は児童委員を兼ねることとされている。 （児童福祉法第16条第2項） ※以下、児童委員を含めて「民生委員」とする。  ○民生委員に給与は支給されない。（民生委員法第10条）  ○民生委員の委嘱について（民生委員法第5条） ・民生委員は、都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。 ・都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県の地方社会福祉審議会の意見を聴いて行う。  ↓ 手続が複雑であるとともに、手続期間が長くなるという都道府県等からの意見を踏まえ、第3次一括法（平成25年6月7日成立）において、都道府県の地方社会福祉審議会からの意見聴取について、義務規定から努力規定に改正された。 <b>【民生委員法第5条第2項】</b> 〈現行〉地方社会福祉審議会の意見を聴いてこれを行う。 〈改正後〉地方社会福祉審議会の意見を聴くよう努めるものとする。  ○平成22年11月、道内の民生委員が所属する（財）北海道民生委員児童委員連盟は、道に対して、「地方への委嘱権限の移譲に反対することを求める要望書」を提出。 ・当該要望書が出された背景には、平成22年7月に全国知事会による「国の出先機関の原則廃止に向けて」の検討の中で、地方移管のひとつに民生委員の委嘱が取り上げられたことがある。  ○平成22年9月に公表された「各府省が行った自己仕分け」において厚生労働省は、「厚生労働大臣が委嘱することは、無報酬で活動している民生委員・児童委員にとって、その活動の遂行にあたっての使命感・責任感を高めており、委嘱権限は国に残すことが必要である」としている。	○民生委員法の改正 ・委嘱権限の移譲（第5条） ・委員への給与措置（第10条）	<b>【メリット】</b> ○民生委員の委嘱事務が市町村で完結することになれば、事務処理の迅速化、効率化が図られる。 ○民生委員に給与等が支給されることになれば、人材確保をしやすくなる。 ○民生委員の活動が、より地域に密着したものになることにより、迅速かつ効果的な対応が期待できる。  <b>【デメリット】</b> ○都道府県や市町村によって民生委員の活動や給与に格差が生じることになり、民生委員の支援を必要とする人々にも影響が及ぶおそれがある。	保) 福祉 援護課		○
							1次で整理 する理由等	
							④	市町村への委嘱権限の移譲については、国から都道府県への権限移譲ではないことから、道州制特区提案にはなじまない。民生委員への給与の負担については、権限の移譲を伴わない法改正に関することであるため、道州制特区提案にはなじまない。

# 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類 G 子育て支援

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向	
							分野別 審議へ	1次 整理
子育て 支援 ＜子育て 支援＞	1511G 保育所床面積 の基準に係る 条例の制定	<p>○平成23年4月に「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）が制定され、保育所に係る居室の床面積の基準は、都道府県、政令指定都市、中核市が条例で定めることになった。</p> <p>○北海道は国が定めた基準以上の広さを確保するよう条例を設けること。</p> <p>○北海道における保育所の面積は、全国平均よりやや狭く、また、地価も横ばい若しくは年々低下している地区が圧倒的であることから、保育所面積最低基準の引き上げは、他の大都市圏に比べて不可能ではない。</p>	<p>○平成23年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律に関する法律」（第1次一括法）が制定されたことに伴い、児童福祉法第45条第1項が改正され、これまで厚生労働大臣が定めていた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、都道府県が条例で定めることとされた。 ※法施行日：平成24年4月1日（ただし1年間の経過措置あり）</p> <p>○都道府県が条例で定めるに当たり、保育所に係る居室の面積については、厚生労働省令で定める基準に従って定めることとされた。（児童福祉法第45条第2項第2号）</p> <p>○ここでいう厚生労働省令で定める基準とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（平成23年12月29日厚生省令第63号）であるが、保育所の面積については最低基準を規定していることから、これを上回る面積を道の条例で規定することは可能である。（基準第32条）</p> <p>○道では、「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定した（平成25年4月1日施行）。 なお、当該条例における保育所の床面積の最低基準は、厚生労働省令で定める基準と同じである。</p>	<p>○「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正</p>	<p>【メリット】 ○子ども一人当たりの面積が広がることで、ゆとりが生まれる。</p> <p>【デメリット】 ○面積が大きくなれば、増築工事や土地の取得等の関係費用が増加することが想定される。</p>	保) 子ども未来推進局		○
							1次で整理する理由等	
							② 提案事項については、「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正により対応可能である。	

# 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類 | 教育・学校

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ~ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
教 育 ・ 学 校 〈教育・ 学校〉	15121 小 中 学 校 に お け る 中 国 語 授 業 の 導 入	<p>○中国人観光客は、観光で生きる北海道にとっては外貨獲得の最大のチャンスであり、それを生かすためには語学スキルが必要である。</p> <p>○北海道には中国人労働者が多数おり、経営者は中国人とのコミュニケーションが求められる時代となっている。</p> <p>○こうした状況を踏まえ、小中学校に中国語授業を導入すべく学習指導要領の権限移譲を行う。</p>	<p>○小・中学校の教育課程に関する事項は、文部科学大臣が定める。 (学校教育法第33条、第48条)</p> <p>○小・中学校の教育課程は、文部科学大臣が公示する学習指導要領に基づき、編成・実施することとなっている。 (学校教育法施行規則第52条、第74条)</p> <p>○学習指導要領は、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づいて定めている「各学校で教育課程を編成する際の基準」である。</p> <p>○外国語の学習について、小学校学習指導要領では、「外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とすること」とされ、中学校学習指導要領では、「外国語科においては、英語を履修させることを原則とすること」とされている。</p>	<p>○学校教育法施行規則の改正</p> <p>○学習指導要領の改訂</p>	<p>【メリット】</p> <p>○本道の在留外国人に占める中国人のウェートが高いことから、地域の国際化や国際理解の促進、多文化共生社会の構築に寄与するものと思慮する。</p> <p>【デメリット】</p> <p>○指導内容が他都府県と異なることにより、履修内容の差異が生じるため、道外との転出入の際など、児童生徒や保護者の不安を招くおそれがある。</p> <p>○教員配置、教科書・教材の整備、教員研修等の予算措置が必要であり、財政面での負担が大きい。</p> <p>○現在、小学校の外国語活動と中学校の外国語科では英語を取り扱っていることから、中国語がこれに加わることにより、児童生徒への負担が増すことが懸念される。</p>	教) 義 務 教 育 課  総政) 国 際 課		○
							1次で整理する理由等	
							②	
							学習指導要領に基づいて教育課程を編成することにより対応は可能である。 ただし、義務教育段階で北海道と道外とで履修内容が異なることや、児童生徒の負担等を考慮すると、調査や分析を十分に行った上で、慎重に判断すべき内容である。	

<過去の類似提案>

※H19.10.19 第6回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く		国 の 専 掌 事 項	現 行 法 令 で 対 応 可 能	現 行 施 策 の 推 進 で 対 応 可 能	そ の 他			
教 育 ・ 学 校 〈教育・ 学校〉	小学校での 英語必修	義務教育期間の必修学科を 北海道が独自に決定できる ようにする。	1	1				○	・小学校における英語活動については、総合的な学習の時間における国際理解に関する学習の一環として、各学校の判断により実施されており（平成18年度本道で7割程度の学校が実施）、専ら小学校英語必修に係る教育政策の議論。 ・国においても小学校段階における英語教育の具体的な方策が検討されている。	教) 義務教 育課	1027I
	教育の見直し	地域が将来めざす方向に教 育内容もそうことができる 特例措置を設ける。	2	1				○	・学習指導要領において、各学校は、地域や学校の実態等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとされており、専ら地域における教育政策の議論。	教) 義務教 育課、 高校教 育課	1027I 1053F



※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
教 育 ・ 学 校 ＜教育・ 学校＞	15131 小中学校に おける授業 時間の増加	<p>○北海道の子供の学力が低いことは、企業競争力や生産力の低下など北海道経済低迷の根幹となっているのではないかと。</p> <p>○塾に通う子供は多数に及ぶが、経済的な理由や地域的な事情から塾に通わせることができない場合も多くある。</p> <p>○こうした状況を踏まえ、小中学校の授業時間を増加し、学力を向上させて道内経済を一から立て直す。</p> <p>○また、授業時間の増加は、保護者にとっては金銭的な負担の軽減にもつながる歓迎すべき改革であると思う。</p>	<p><b>【全国学力・学習状況調査について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的として、文部科学省が平成19年度から実施している。</li> <li>・北海道の小学生、中学生の学力は全国平均を下回っている状況にある。</li> </ul> <p><b>【授業時数の決定について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法施行規則（以下、「規則」という）では、小学校及び中学校それぞれに、各学年における各教科の年間授業時数の「標準」を定めている。（規則第51条、第73条）</li> <li>・また、文部科学省の新学習指導要領において、小学校及び中学校それぞれに、各学年における各教科の一週間あたりの「標準の授業時数」を定めている。</li> <li>・各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間は年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにする。</li> </ul> <p><b>【道内の公立小・中学校の授業時数の実態について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道教育委員会は、「公立小・中学校の教育課程実施状況調査」を毎年実施し、公立小・中学校の年間授業時数の把握を行っており、その多くが、標準授業時数を上回る教育課程を編成している状況にある。</li> </ul>	○現行制度により対応可能	<p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一つの単元の指導などに十分に時間をかけることができるようになる。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の負担過重になり、部活動や少年団活動に影響が生じるおそれがある。</li> <li>○授業時間の増によって帰宅時刻が遅くなることにより、特に日没が早い冬期間などは、児童生徒の防犯や安全上の問題が懸念される。</li> </ul>	教) 義務教育課		○
							1次で整理する理由等	
							②	各学校において、地域の状況や児童生徒の実態等を考慮した上で、標準の授業時数を上回る内容の教育課程を編成することは、現行制度で可能である。 なお、国においても、新学習指導要領から授業時数を増加している。

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 (小分類)	細分類	概要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向	
							分野別 審議へ	1次 整理
教育 ・ 学校 (教育・ 学校)	35101 小中一貫教育 の実施	<p>○現在の学制（6・3制）では、思春期にあたる時期に小学校から中学校に進学することで、環境の変化や、英語など新たな科目への対応で、授業についていけなくなるなど、いわゆる「中1ギャップ」の問題が大きな課題となっている。</p> <p>○そこで、小中一貫教育を前提に、6・3制の枠組みを超え、発達段階に応じた学習期間を地域が自主的に実施できるようにする。</p>	<p>【小学校及び中学校の修業年限】 (学校教育法第32条) 「小学校の修業年限は、六年とする」 (学校教育法第47条) 「中学校の修業年限は、三年とする」</p> <p>【中一ギャップとは】 児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加する現象をいう。</p> <p>【中央教育審議会における検討】 ・文部科学大臣の諮問機関である「中央教育審議会」では、中一ギャップ問題への対応等について検討し、平成24年7月には、「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」（以下、「整理」という）をとりまとめた。 ・「整理」では、国、都道府県、市町村においては、小中連携をより一層図るために、小・中学校支援に努める必要があることや、今後より多く小・中学校において、小中連携、一貫教育が導入されることが望まれる、としている。</p> <p>【北海道内の取組】 ・北海道教育推進計画において、児童生徒の発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図るため、学校種間の連携・接続等に配慮しながら、学校運営の充実に努めることとしている。 ・平成18年度から20年度まで文部科学省研究開発学校の指定を受け、鹿追町の小学校5校、中学校2校及び道立鹿追高等学校において、小中高の一貫教育として、英語の12年間のカリキュラムに係る研究を行った。 ・三笠市では、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け、小中共通の学校教育目標を設定し、小中一貫教育に取り組んでいる。</p> <p>【その他の取組状況】 ・都道府県・市町村教育委員会を対象に、文部科学省が平成22年11月1日現在で実施した「小学校と中学校との連携について実態調査」によると、「小・中学校合同の委員会を設ける」、「小・中学校教員が合同参加する授業研究」など、小中連携に関する何らかの取組を行っている市町村は72%であった。 ・小・中学校の6・3制を維持したまま、例えば、小・中学校の9年間を「4年・3年・2年」のまとまりとして捉えたカリキュラムを開発するなど、教育課程を独自に組み替えることは、構造改革特区計画により可能。（過去に複数の県で事例あり）</p>	<p>○学校教育法の改正</p> <p>※構造改革特区計画による対応</p>	<p>【メリット】 ○発達の段階に応じた学習期間を設定することができる。 ○中1ギャップなどの問題に対応することができる。</p> <p>【デメリット】 ○6・3制の変更により、カリキュラムづくりに困難性が伴う。 ○学校によってカリキュラムが異なることになれば、児童生徒の転校によって、学習内容の履修漏れなどが発生するおそれがある。</p>	教) 義務 教育課		○
							1次で整理 する理由等	
							②・④	
							構造改革特区制度を活用することで、6・3制の教育課程（カリキュラム）を組み替えることは可能。	
							構造改革特区によらず、学校教育法の改正等により一律に実施するためには、小中一貫教育に関わる各種の先行的な取組について、成果と課題等を十分に検討した上で、慎重に判断する必要がある。	